

民事信託普通預金無利息型

(令和5年4月3日現在)

1. 商品名	○民事信託普通預金無利息型
2. 販売対象	○委託者の推定相続人全員の意思を持って、家族信託契約を締結できる個人の方。 ○信託契約書は、専門家（弁護士、司法書士等）により作成されたものに限る、最終的に公正証書とした契約書を提出いただきます。
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入	
(1) 預入方法	○随時預入
(2) 預入金額	○1円以上
(3) 預入単位	○1円単位
5. 払戻方法	○随時払戻しできます。
6. 利息	○利息はつきません。
7. 税金	○利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手数料	○口座開設手数料55,000円(税込) ○キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。) ○民事信託預金無利息型から、民事信託預金に切り替える場合には、ご通帳を再発行するため、当金庫所定の通帳発行手数料が必要となります。
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 金利情報の入手方法	_____
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他参考となる事項	○公共料金等の自動支払いができます。 ○総合口座のお取扱いはできません。 ○口座開設にあたっては、当金庫所定の審査があり、結果によってはご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○預金保険制度により全額保護されます。